

第2号様式

(入札の公告)

北海道日高振興局告示第20号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年2月19日

北海道日高振興局長 生田 泰

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 契約の目的の名称 日高振興局物品託送業務単価契約 1個当たりの単価

イ 単価区分

3辺計60cm、2kgまで

” 80cm、5kgまで

” 100cm、10kgまで

” 120cm、15kgまで

” 140cm、20kgまで

” 160cm、25kgまで

ウ 予定数量 1,030個

運送範囲	規格		予定数量 (個)
	3辺計	重量	
北海道内 (離島を除く。)	60cmまで	2kgまで	410個
	80cmまで	5kgまで	420個
	100cmまで	10kgまで	70個
	120cmまで	15kgまで	90個
	140cmまで	20kgまで	20個
	160cmまで	25kgまで	20個

(2) 契約の目的の仕様等

日高振興局物品託送業務処理要領のとおり

(3) 履行期限 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 物品の引渡場所

ア 北海道日高振興局日高合同庁舎（浦河郡浦河町栄丘東通56号）

イ 北海道日高振興局静内合同庁舎（日高郡新ひだか町静内こうせい町2丁目2番10号）

ウ 北海道日高振興局西部総合庁舎（沙流郡平取町本町105番6号）

エ 北海道日高家畜保健衛生所（日高郡新ひだか町静内旭町2丁目88番5号）

オ 北海道日高振興局保健環境部保健行政室（浦河保健所）（浦河郡浦河町東町ちのみ3丁目1番8号）

カ 北海道日高振興局保健環境部静内地域保健室（静内保健所）（日高郡新ひだか町静内こ

うせい町2丁目8番1号)

キ 北海道日高振興局森林室（浦河郡浦河町常盤町26番4号）

ク 北海道日高食肉衛生検査所（新冠郡新冠町字西泊津77番5号）

2 入札に参加する者に必要な資格

令和6年北海道日高振興局告示第19号に規定する日高振興局物品託送業務の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号

北海道日高振興局総務課需品係

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道日高合同庁舎 地下会議室（北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号）

（送付による場合は 〒057-8558

北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号

北海道日高振興局総務課需品係 まで）

(2) 入札日時 令和6年3月12日（火）午前11時00分

（送付による場合は、同月11日（月）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 郵便等による入札の可否

認める。

8 落札者の決定方法

すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

なお、再度の入札に付して落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約によることとし、入札総価額が最低である者から見積書を徴する。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができ

ない。

10 契約書作成等について

- (1) この契約は契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

11 その他

(1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

- ア 名称 北海道日高振興局総務課需品係
- イ 所在地 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号
- ウ 電話番号 0146-22-9053

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(13) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4

の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(14) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。